平成２０年（フ）第２８６１号
横浜市戸塚区影取町258番地16
債務者　三嶽　和之
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８１８号
神奈川県鎌倉市今泉２丁目４番21号長島荘
債務者　遠藤　正彦
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第１５６号
三重県伊賀市上神戸3529番地の47
破産者　森　　嘉之
1　破産債権の届出期間　平成21年８月12日まで
2　一般調査期日　平成21年10月５日午後１時30分
平成21年７月13日　　津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第３３６１号
愛知県春日井市岩成台４丁目６番地７
破産者　中井　**隆**男
1　破産債権の届出期間　平成21年８月13日まで
2　一般調査期日　平成21年10月27日午前10時10分
平成21年７月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０９号
埼玉県ふじみ野市大井中央３丁目12番３号
破産者　野呂　純子
1　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
2　一般調査期日　平成21年９月16日午前10時20分
平成21年７月13日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第１８０８号
堺市北区大豆塚町１丁28番地18
破産者　株式会社尾田設備
1　破産債権の届出期間　平成21年８月21日まで
2　一般調査期日　平成21年10月19日午後２時30分
平成21年７月13日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成１９年（フ）第１６０号
兵庫県豊岡市出石町柳57番地
破産者　株式会社浅田自動車
1　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
2　一般調査期日　平成21年10月27日午後４時
平成21年７月13日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２０年（フ）第４０８５号
札幌市手稲区新発寒７条６丁目４番11号
破産者　但野　靖子
1　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
2　一般調査期間　平成21年８月24日から平成21年８月31日まで
平成21年７月13日
札幌地方裁判所民事第４部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１７年（フ）第２９２号
富山県砺波市五郎丸664番地
破産者　中越建設株式会社
異議申述期間　平成21年９月１日まで
平成21年７月14日　富山地方裁判所高岡支部

復権決定

平成１９年（フ）第１３０号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目13番105号
破産者　石毛フサヱ
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　破産者は復権する。
さいたま地方裁判所川越支部

特別清算終結

平成２０年（ヒ）第３号
岐阜県大垣市浅草１丁目280番地
清算株式会社　株式会社岐阜レンタルサービス
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所大垣支部

監督命令変更

平成１９年（再）第１号
山形県酒田市宮海字明治80番地の２
再生債務者　升川製材株式会社
主文
1　当裁判所が平成19年10月17日になした監督命令のうち、主文第７項以下を下記のとおり変更する。
7　前項ただし書による再生計画認可決定があった後に監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として次に掲げるものを指定する。
⑴　不動産等重要な財産の処分及び譲受け
⑵　多額の借財・保証・債務免除
⑶　別除権の目的の受戻し
8　再生債務者は、監督委員に対し、再生債務者の業務、資産の管理状況、再生計画の履行状況に関する報告書を、次の報告期限までに提出しなければならない。
⑴　平成21年６月ないし平成21年９月分までを平成21年10月10日限り
⑵　平成21年10月ないし平成22年１月分までを平成22年２月10日限り
⑶　平成22年２月ないし平成22年５月分までを平成22年６月10日限り
⑷　平成22年６月ないし平成22年９月分までを平成22年10月10日限り
⑸　平成22年10月ないし平成23年１月分までを平成23年２月10日限り
⑹　平成23年２月ないし平成23年５月分までを平成23年６月10日限り
⑺　平成23年６月ないし平成23年９月分までを平成23年10月10日限り
⑻　平成23年10月ないし平成24年１月分までを平成24年２月10日限り
⑼　平成24年２月ないし平成24年５月分までを平成24年６月10日限り
9　監督委員は、当裁判所に対し、再生債務者の業務、資産の管理状況、再生計画の履行状況に関する報告書を、次の報告期限までに提出しなければならない。
⑴　平成22年６月20日限り
⑵　平成23年６月20日限り
⑶　平成24年６月20日限り
2　当裁判所が平成19年10月25日になした再生手続開始決定の主文第３項を取り消す。
平成21年７月２日　山形地方裁判所酒田支部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第６０号
茨城県笠間市金井63番地の１
再生債務者　株式会社キハラ企画
特別調査期間　平成21年８月13日から平成21年８月14日まで
平成21年７月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第６１号
埼玉県吉川市大字南広島1021番地
再生債務者　有限会社南康社
特別調査期間　平成21年８月13日から平成21年８月14日まで
平成21年７月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第９８号
東京都杉並区永福３丁目57番16号
再生債務者　株式会社創和
特別調査期間　平成21年８月20日から平成21年８月21日まで
平成21年７月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１１７号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目55番11号
再生債務者　株式会社ダナーギブソン
特別調査期間　平成21年８月６日から平成21年８月７日まで
平成21年７月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１１８号
東京都台東区上野５丁目６番10号
再生債務者　株式会社シンコー
特別調査期間　平成21年８月20日から平成21年８月21日まで
平成21年７月13日
東京地方裁判所民事第20部